

議案第 4 5 号

山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次の  
ように定める。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例  
山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成 1 7 年山陽小野田市条  
例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部山陽小野田市スポーツ及び芸術文化奨励賞審査委員会の項の次  
に次のように加える。

山陽小野田市いじめ調査検証 委員会	いじめ防止対策推進法(平成 2 5 年法律 第 7 1 号)第 3 0 条第 2 項の規定に基づ き、同法第 2 8 条第 1 項の規定による調 査の結果について調査すること。
----------------------	---

別表教育委員会の部山陽小野田市教育支援委員会の項の次に次のように加え  
る。

山陽小野田市いじめ問題調査 委員会	いじめ防止対策推進法第 2 8 条第 1 項 の規定に基づき、同項に規定するいじめ の重大事態について調査すること。
----------------------	--

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	山陽小野田市スポーツ及び芸術文化奨励賞審査委員会	山陽小野田市スポーツ及び芸術文化奨励賞条例（平成17年山陽小野田市条例第6号）に係る表彰の候補者の表彰の適否を審議し、答申すること。		山陽小野田市スポーツ及び芸術文化奨励賞審査委員会	山陽小野田市スポーツ及び芸術文化奨励賞条例（平成17年山陽小野田市条例第6号）に係る表彰の候補者の表彰の適否を審議し、答申すること。
	<u>山陽小野田市いじめ調査検証委員会</u>	<u>いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の規定に基づき、同法第28条第1項の規定による調査の結果について調査すること。</u>			
	山陽小野田市基本構想審議会	市長の諮問に応じ、山陽小野田市基本構想の策定に関し、基本的な事項を調査し、審議し、答申すること。		山陽小野田市基本構想審議会	市長の諮問に応じ、山陽小野田市基本構想の策定に関し、基本的な事項を調査し、審議し、答申すること。
	(略)	(略)		(略)	(略)

教育委員会	山陽小野田市教育支援委員会	障害のある児童生徒の適切な教育支援のための事項を調査し、審議すること。	教育委員会	山陽小野田市教育支援委員会	障害のある児童生徒の適切な教育支援のための事項を調査し、審議すること。
	山陽小野田市いじめ問題調査委員会	<u>いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づき、同項に規定するいじめの重大事態について調査すること。</u>		山陽小野田市生涯学習推進協議会	生涯学習の推進に必要な事項を調査し、審議すること。
	山陽小野田市生涯学習推進協議会	生涯学習の推進に必要な事項を調査し、審議すること。		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)